

格付加点の方法

加点研修として決定された加点研修の受講者のうち、研修終了後のテストにより研修の効果があつたと認められた者（以下「対象受講者」という。）の所属する有資格建設業者に対して以下のように加点する。

①受講者を会員等に限定した研修については1研修につき3点

②受講者を限定しない研修については1研修につき4点

* ①、②両方について、同一の研修で2人以上の職員（役員も含む）が対象受講者となっても一研修当たりの加点は変わらない。

ただし、**技術分野の研修についてのみ**、同一の研修で2人以上の職員（役員も含む）が対象受講者となった場合は、一研修当たりの点数は当該点数の倍の点数を加点する。

（例1）

経営分野及び人権・同和問題分野の場合（1研修当たり）

会員**限定**されている研修を受講しテストに合格した者について

1人の場合 3点

2人以上の場合 3点

（例2）

経営分野及び人権・同和問題分野の場合（1研修当たり）

会員**限定**されていない研修を受講しテストに合格した者について

1人の場合 4点

2人以上の場合 4点

（例3）

技術分野の場合（1研修当たり）

会員**限定**されている研修を受講しテストに合格した者について

1人の場合 3点

2人以上の場合 $3 \times 2 = 6$ 点

（例4）

技術分野の場合（1研修当たり）

会員**限定**されていない研修を受講しテストに合格した者について

1人の場合 4点

2人以上の場合 $4 \times 2 = 8$ 点

○技術分野の研修は、加点研修として決定された発注工種にのみ格付加点する。

○経営分野の研修においては、建設業者の常勤役員が対象者である場合のみ加点对象となる。その他の分野の研修においては対象受講者の役職を問わない。

○技術分野、経営分野及び人権・同和問題分野のすべてにおいて対象受講者として加点对象となっている者でなければ、格付において集計されない。

○格付における加点集計の上限は、発注工種ごとに30点

○点数の計算（合算）方法

（例 1）

■ 技術分野	4 点 × 4 研修分 = 16 点
	（ 1 研修 1 人が対象となっている場合）
■ 人権・同和問題分野	4 点 × 2 研修分 = 8 点
■ 経営分野	4 点 × 1 研修分 = 4 点
	格付加点 28 点

（例 2）

■ 技術分野	4 点 × 4 研修分 = 16 点
	（ 1 研修 1 人が対象となっている場合）
■ 人権・同和問題分野	4 点 × 2 研修分 = 8 点
■ 経営分野	未受講
	格付加点 0 点

* 経営分野の加点対象受講者がいないため

技術分野、経営分野及び人権・同和問題分野のすべての受講をしテストに合格していなければ、格付の点数計算に計上されない。